

EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）（案）

概要

1. 概要

EDINETでは、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から有価証券報告書等の財務諸表についてXBRL形式での提出が行われています。平成25年8月にはXBRL対象範囲の拡大に対応したEDINETタクソノミを公表し、平成25年9月から運用を開始しました。

EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）（案）（以下「本案」という。）は、XBRL対象範囲のうち、コーポレート・ガバナンス関連情報及び国際会計基準の詳細タグ付けに対応するための新たなEDINETタクソノミの案です。

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けは、新規上場時の有価証券届出書、上場企業の有価証券報告書及び四半期報告書に適用されます。国際会計基準の詳細タグ付けは、IFRS財務諸表に適用されます。本案による詳細タグ付け適用後は、IFRS財務諸表についてEDINETタクソノミの包括タグによるタグ付け又はIFRSタクソノミを用いたタグ付けの任意選択はなくなります。

2. 詳細タグ付けの対象範囲

2-1. コーポレート・ガバナンス関連情報

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けの対象書類は、次のとおりです。

- ・ 有価証券届出書（企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の四様式（新規公開時）及び第二号の七様式（組織再編成・上場）に限る。）
- ・ 有価証券報告書（同府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する場合に限る（上場会社の範囲については、『EDINETタクソノミ概要説明』の「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針 2-5-2 開示府令」を御参照）。）
- ・ 四半期報告書（同府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。）

上記以外の有価証券届出書、上場会社でない会社が提出する有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（いずれもXBRL対象様式に限る。）については、コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けを任意とします。

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けの対象範囲及び主なタグ付け項目は次のとおりです（詳細は、『EDINETタクソノミの概要説明（案）』の「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」及び『タクソノミ要素リスト（案）』を御参照。）。

対象範囲		主なタグ付け項目
対象書類	目次	
有価証券届出書 有価証券報告書	【従業員の状況】	連結会社及び提出会社のセグメント別の従業員数（セグメントメンバーは経理の状況と同じ。以下同じ。）
有価証券届出書 有価証券報告書	【研究開発活動】	研究開発費（総額及びセグメント別）
有価証券届出書 有価証券報告書	【設備投資等の概要】	設備投資額（総額及びセグメント別）
有価証券届出書 有価証券報告書	【所有者別状況】	所有者別の株主数、所有株式数及び所有株式数の割合
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	【議決権の状況】中の 【発行済株式】	株式数及び議決権の数の内訳
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	【議決権の状況】中の 【自己株式等】	自己株式等の内訳
有価証券届出書 有価証券報告書	【配当政策】	剰余金の配当に係る明細
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	【役員の状況】	男女別の人数、女性比率 役員ごとの役名、役職、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数（四半期報告書は除く。）
有価証券届出書 有価証券報告書	【コーポレート・ガバナンスの状況】	ガバナンス体制等の記載 役員区分ごとの報酬等総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数 役員ごとの報酬等総額 特定投資株式の明細（銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的）
有価証券届出書 有価証券報告書	【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	提出会社、連結子会社別の監査証明業務、非監査業務別の報酬
有価証券届出書 有価証券報告書 四半期報告書	監査報告書	監査法人の名称 公認会計士の名称

2-2. 国際会計基準

国際会計基準の詳細タグ付けは、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書（いずれもXBRL対象様式に限る。）の経理の状況に記載されるIFRS財務諸表（指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。）に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表をいう。以下同じ。）を対象とします。

国際会計基準の詳細タグ付けの対象範囲及び主なタグ付け項目は次のとおりです（詳細は、『EDINETタクソミの概要説明（案）』の「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」及び『国際会計基準タクソミ要素リスト（案）』を御参照。）。

対象範囲	主なタグ付け項目
財務諸表本表	各表に開示される個々の金額
注記事項	項番ごとにテキストブロックでタグ付けし、次の行以下に記載する事項については、別途詳細タグ付け
セグメント情報	報告セグメントごとの収益、利益又は損失、資産、負債等
棚卸資産の内訳	内訳及び合計
有形固定資産の内訳	内訳及び合計に係る前期及び当期の期末残高（取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）
のれん及び無形資産の内訳	内訳及び合計に係る前期及び当期の期末残高（取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）
売上原価の内訳	内訳及び合計
販売費及び一般管理費の内訳	内訳及び合計
その他の収益・費用の内訳	内訳及び合計
金融収益・費用の内訳	内訳及び合計

注）「営業費用の内訳」、「売上原価、販売費及び一般管理費の内訳」等、上記の表中の表現と類似する表現で記載される事項も対象範囲に含まれます。上記の対象範囲であっても、提出書類上の財務諸表において開示対象となっていないものはタグ付け対象外です。

3. コーポレート・ガバナンスの詳細タグ付け

3-1. タクソノミの作成方法

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けに係るタクソノミ要素は、企業内容等の開示に関する内閣府令の様式及び記載上の注意に基づき作成しています。

3-2. 技術的方針

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けは、次の技術的方針を前提としています。

[セグメントごとの情報]

セグメントごとの開示項目の詳細タグ付けについては、財務諸表注記事項のセグメント情報と同じ「事業セグメント [軸]」を用います。

[役員メンバーの設定]

役員ごとの開示情報については、新たに「役員 [軸]」を設定しています。メンバー設定については、次のとおりです。

- ・ 役員メンバーは、各提出企業が提出者別タクソノミにおいて設定します。
- ・ 役員メンバーのラベルは、報告書上の記載における主たる氏名に基づき設定します。※
- ・ 日本語ラベルは、文字コードを有する文字全般が利用可能です。英語ラベルは、英字以外のラテン文字も利用可能です。詳細は、『提出ファイル仕様書』の「4-1 文字コードセット」及び『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「6-2-3 日本語名称と英語名称について」を参照してください。
- ・ 要素名は、英語冗長ラベルに基づきます。ただし、英字以外のラテン文字は適宜英字に置き換えます。※
- ・ 取締役と執行役を兼務する役員についても役員メンバーの設定は、一つとします。なお、役員の状況における表示項目（役職、任期等）は、取締役と執行役とは異なる要素を用います。

※ 「EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）タクソノミ要素リスト（案）の公表について」（平成29年3月3日）では、「役員メンバーの要素名は、パスポート上の英語名称等を基礎とする。」としていましたが、報告書上の記載と要素名との間に一貫性があつたほうが利便性が高いと考え、上記の案としました。

[繰り返し項目]

複数行にわたり繰り返し記載される事項（「自己株式等」、「保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の明細」等）は、汎用的なディメンション軸としての「連番 [軸]」を用います。EDINETタクソノミのリンクベースにおける設定数は最大30ですが、スキーマ上は300行目まで用意しています。

4. 国際会計基準の詳細タグ付け

4-1. 対応方式概要

現行の方式に替わるものとして、EDINETタクソノミ中に国際会計基準の詳細タグ付けに用いる要素群を国際会計基準タクソノミとして新設しました。また、ラベル種別の追加、要素選択の指針等に係るガイドラインの見直しを行いました。

[ラベル種別の追加]

次のラベル種別を追加しました。

- ・ 代替ラベル

同一の意味に対して複数の科目名称の表現がある要素について、代替的に用いることのできるラベルを設定します。「提出者用代替ラベル」を提出者別タクソノミに設定することもできます。

- ・ セグメントラベル

セグメント情報中の勘定科目の名称が標準ラベルと異なる場合にセグメント情報中で用いるラベルを設定します。

[要素選択の指針]

日本基準の金額のタグ付けにおいては、提出企業が用いる勘定科目の名称とタクソノミ要素の標準ラベルとが完全一致するもののみが選択可能で、選択可能なタクソノミ要素がEDINETタクソノミ中になくはない場合は、各提出企業において要素追加をすることとしています。

国際会計基準の詳細タグ付けにおいては、完全一致しない場合でも一定の条件の下ではEDINETタクソノミ中の要素を選択可能としました。また、その場合には、代替ラベルを優先ラベル設定するものとしました（『EDINETタクソノミの概要説明』の「2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係」を御参照。）。

4-2. タクソノミの作成方法

国際会計基準タクソノミのタクソノミ要素は、我が国におけるIFRS財務諸表の開示例の調査を基礎に次のものを参考に作成しています。

- ・ IFRS基準書

- ・ 「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」（平成28年3月31日 金融庁）

- ・ 「国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例」（平成28年7月8日 金融庁）

なお、国際会計基準タクソノミは、会計基準又は会計規則の一部でないことに御留意ください。

4-3. 他のEDINETタクソノミとの関係

IFRS財務諸表のタグ付けに用いる要素は、国際会計基準タクソノミとして、独立した分割単位のEDINETタクソノミとしました。DEIタクソノミ、開示府令タクソノミ及び財務諸表本表タクソノミ（日本基準）と合わせて用いることによりIFRS財務諸表を含むXBRL提出書類を作成します。

原則として、国際会計基準と日本基準との間でタクソノミ要素を共有することはありません。国際会計基準と日本基準の両方で同じ名称の勘定科目を用いる場合でも、冗長ラベルは異なる設定とし、二つの異なる要素とします（冗長ラベルの命名規約について『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6 追加要素のラベル作成時の指針」を御参照。）。

ただし、「事業セグメント [軸]」は、開示府令タクソノミ中のものを国際会計基準においても利用します。

4-4. 英語ラベルについて

EDINETタクソノミの英語ラベルは参考情報の位置づけです。タクソノミ要素の選択は、日本語ラベルに基づきます。各社ごとの最適な英訳は、各社ごとの状況に基づき異なる可能性があるため、従来より提出者別タクソノミにおける英語ラベルの上書きを可としています。

国際会計基準タクソノミの英語ラベルは、次のものを参考に設定しています。

- ・ IFRS基準書
- ・ IFRS任意適用企業が公表しているIFRS財務諸表英訳

5. 従来の詳細タグ付け範囲への影響

本案の策定に当たり、タクソノミ設定方針及びガイドラインの見直しを行いました。その結果、次の事項については、新規の詳細タグ付け範囲のみでなく、従来の詳細タグ付け範囲にも変更が生じます。

- ・ 日本語ラベルの上書き禁止
- ・ 脚注要素の廃止
- ・ 該当なし要素の削除
- ・ 様式ツリーへの変更
- ・ 英語ラベルの変更

これらの変更内容は、コーポレート・ガバナンス関連情報又は国際会計基準の詳細タグ付けの対象外のXBRL提出書類にも適用されるので御注意ください。

5-1. 日本語ラベルの上書き禁止

従来、財務諸表本表以外の一部のタグ付けにおいて日本語ラベルの上書きを任意で可能としましたが、本案においては、日本語ラベルの上書きは禁止としました。従来の上書きに代えて提出者用代替ラベルの利用を可能にしました。

5-2. 脚注要素の廃止

従来、財務諸表本表各表ごとに脚注要素（脚注を表とは別にタグ付けするためのテキストブロック）を用意していましたが、本案においては、廃止しました。脚注は、財務諸表本表各表のテキストブロック要素のタグ付け範囲に含めます。

5-3. 該当なし要素の削除

従来、該当ない旨の記載については、通常タグに代えて該当なし要素を用いることとしていましたが、本案においては、原則として通常のテキストブロック要素を用いることとしました。省略する旨等、該当ない旨の記載に類する記載についても同様です（『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を御参照。）。

5-4. 様式ツリーへの変更

四半期報告書の【役員の状況】の包括タグ付けは、「役員の状況（異動あり） [テキストブロック]」要素又は「役員の状況（異動なし） [テキストブロック]」要素のいずれかを用いることに変更しました。

「会社の支配に関する基本方針 [テキストブロック]」要素を追加しました。【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】（四半期報告書の場合は、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】）に会社法施行規則第118条第3号の「基本方針」を記載している場合は、当該記載事項をタグ付けすることとしました。

5-5. 英語ラベルの変更

国際会計基準タクソノミの作成に伴い、既存タクソノミの英語ラベルの一部を国際会計基準タクソノミと同一又は整合性のある英語ラベルに変更しました。詳細は、『EDINETタクソノミ（CG・IFRS詳細タグ付け対応版）（案）概要添付資料』を御参照ください。

6. 日本基準のタグ付けと国際会計基準のタグ付けとの相違点

本案の策定に当たっては、日本基準と国際会計基準とで同じタグ付けルールとすることを原則として検討しました。しかし、次の事項については、異なるルールとしました。

- ・ 要素選択及び表示とラベルの一致に関するルール
- ・ 科目一覧への定義
- ・ フットノートリンク

6-1. 要素選択及び表示とラベルの一致に関するルール

要素選択及び表示とラベルの一致に関するルールが、日本基準と国際会計基準とでは異なります。「4-1. 対応方式概要」の「要素選択の指針」を御参照ください。

6-2. 科目一覧への定義

日本基準の勘定科目要素を提出者別タクソノミにおいて追加する場合は、当該要素がEDINETタクソノミのどの要素の親要素となり、どの要素の子要素となるのかを定義リンク（科目一覧ツリー）に定義するというルールがあります（『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「6-4-1-2 定義リンク（科目一覧ツリー）の定義」を御参照。）。

国際会計基準については、このルールを適用しません。

6-3. フットノートリンク

日本基準の財務諸表本表に注記番号を記載する場合、フットノートリンクを設定するルールがあります（『報告書インスタンス作成ガイドライン』の「5-6-5 注記番号（フットノートリンク）の設定」を御参照）。

国際会計基準については、このルールを適用しません。

7. ガイドライン更新の概要

本案では、コーポレート・ガバナンス関連情報及び国際会計基準の詳細タグ付けに対応するため、主として次の内容から成るガイドラインの更新を行っています。

- ・ ラベル種別の追加、役員メンバーのラベルに利用可能な文字コード等、新規の技術及び技術的変更に係る更新。
- ・ 新たな詳細タグ付け範囲のタグ付けに係る指針の追加。
- ・ 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』及び『報告書インスタンス作成ガイドライン（IFRS適用提出者用）』を廃止しました。また、IFRSタクソノミを用いたタグ付けに係る記載をその他のガイドラインからも削除しました。
- ・ 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』及び『報告書インスタンス作成ガイドライン』に、国際会計基準の詳細タグ付けに係る内容を追加しました。

また、次の内容に係る更新も併せて行っています。

- ・ 平成25年9月にインラインXBRL方式を導入する以前のXBRL方式である表示変換方式に係る説明及び同方式との対比による説明は、ガイドラインの簡潔化を図るため削除しました。
- ・ 従来複数のガイドラインに重複して記載されていた内容は、原則として一箇所にのみ記載し、他の箇所からは必要に応じて参照することとしました（例えば、「詳細タグ付けの範囲及び方針」は、『EDINETタクソノミの概要説明』に記載し、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』から参照しています。）。

8. 今後の予定

今後の予定は次のとおりです。

時期	予定
平成30年1月4日	EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) (案) への意見募集の締切り
平成30年3月頃	EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) の公表 (確定版のタクソノミを用いた提出ファイルのバリデーション・テストが、EDINET提出者サイトで可能になります。)

EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) の適用予定時期は次のとおりです。

対象書類	適用時期
有価証券報告書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類から適用 (EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) を用いる。)
四半期報告書及び半期報告書	平成31年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類から適用 (EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) を継承する2019年版EDINETタクソノミを用いる予定)
有価証券届出書	平成31年3月31日以後に終了する事業年度を直近の事業年度とする財務諸表等を掲げる書類から適用 (EDINETタクソノミ (CG・IFRS詳細タグ付け対応版) を用いる。)

(注) 提出書類に用いるべきタクソノミの版は、コーポレート・ガバナンス関連情報又は国際会計基準の詳細タグ付けの対象外の提出者の場合でも上表のとおりとなる点に御注意ください。

コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けは、適用対象書類以外では任意です。コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付けの任意適用は、上表の時期に準じて可能とします。

以上